

(一社)山梨県臨床衛生検査技師会 共催・協賛・後援に関する内規

第1章

(総則)

第1条

この内規は、一般社団法人山梨県臨床衛生検査技師会(以下、「本会」)が、本会以外の団体と共催する事業、および本会以外の団体が行う事業への協賛・後援に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章

(応諾の原則)

第2条

「共催」・「協賛」・「後援」(以下、共催等)の応諾は、事業の目的および内容が、本会の定款に定める目的ならびに事業に合致しているものとし、次の(1)にあげるいずれかに該当し、かつ(2)にあげるいずれにも該当しないことを基準として、(3)の項目を参考に判断する。

(1) 承認することができる場合

- a 山梨県民の健康増進及び保健医療の確保、公衆衛生の向上に寄与し、本会会員の学術及び技術の研鑽・向上、福利厚生並びに会員同士の団結・親睦の充実を図ると認められるとき
- b 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の者の利益の実現に寄与することが認められるとき
- c 本会会員にとって有益であると認められるとき
- d 本会の目的と事業内容に合致し、必要と認められるとき

(2) 承認できない場合

- a 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき
- b その運営方法が、公正でないと認められるとき
- c 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められるとき
- d その対象者が極めて限定されていると認められるとき
- e その他、本会の目的および内容に照らし、適当でないと判断されたとき

(3) その他の承諾基準

- a 事業計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分であると判断されること
- b 催し開催、開設等の場所は、公衆衛生等に十分な設備および措置が講じられていること
- c 過去に共催等をしたものについては、承諾条件が遵守されているものであること

第3章

(対象事業と応諾条件)

第3条

共催等を応諾する場合は、その主催機関・目的・内容が、原則として次の各項に該当するものとする。

1、共催事業

ア 定義

「共催」とは、本会を含む複数の団体が対等な立場に立ち、企画・会計・広報などすべての事項についての合意に基づき実施することをいう。共催団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できるものとする。

イ 該当事業

本会地区および本会研究班が主催する事業
日臨技事業のうち、共催依頼のある事業
日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
法人格を有する学会・協会および官公庁等の事業

ウ 申請

- ・上記 については特に申請は必要としない。
- ・上記 については、関連学会、関連団体が本会に対して共催申請書を提出し、理事会の承認を受けること。
- ・生涯教育の履修に関わる業務は共催申請者が責任を負うこと。

2、協賛事業

ア 定義

「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。原則として名義使用の許可のみとするが、必要に応じて金銭的、人的援助もあり得る。後援に比べて本会の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

イ 該当事業

日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
法人格を有する学会・協会および官公庁等が主催する事業
医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される事業

ウ 申請

依頼団体が本会に対して協賛依頼を行い、理事会で承認を受けること。
メーカー主催の事業については、その公平性について充分検証すること。
賛助会員やメーカー主催事業での名義使用については、1万円を徴収するものとする。

3、後援事業

ア 定義

「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

イ 該当事業

日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
法人格を有する学会・協会および官公庁等の事業
医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される事業

ウ 申請

依頼団体が本会に対して後援申請書を提出し、理事会承認を得ること。
メーカー主催の事業については、その公平性について充分検証すること。
賛助会員やメーカー主催事業での名義使用については、1万円を徴収するものとする。

第4章

(承諾申請)

第4条

共催・後援・協賛を受けようとする団体は、本会に対して原則実施日の2か月前までに承認申請を行わなくてはならない。

第5条

理事会は、申請された内容を検討し、適否を回答しなければならない。

第6条

返答までの時間的猶予がない場合、適否は会長判断とし、理事会へは報告に代えることがある。

第5章

(共催等の広報)

第7条

共催等の広報は、理事会承認あるいは会長判断後でなければならない。
広報に当たっては、その団体名および共催等の種別を明示すること。

第6章

(共催等の事業報告)

第8条

事業が終了後、「事業報告書」を提出し、理事会に報告すること。

第9条

他団体主催の事業等に協賛・後援し、或いは他団体と共催し、その経費を負担した場合には、事業終了後2週間以内に会計報告を行うこと。

第7章

(依頼の原則)

第10条

学会あるいはセミナー等で、本会が企業等の他団体に対し「共催」・「協賛」・「後援」を依頼する場合は、以下の事項に留意すること。

ア 提出資料

本会定款(団体、業務内容、公益性が証明できるもの)

「共催」「協賛」「後援」趣意書

収支予算書

決算報告書(事業終了後)

イ 費用負担を求めてはならないもの

参加者個人が負担すべき費用

- ・交通費
- ・宿泊費
- ・懇親会費
- ・食事代(ランチョンセミナーを除く)
- ・その他個人費用の肩代わりと判断されるもの

但し、学会等における役員などによる公式な会合に要する費用(茶菓子などのような華美、過大ではない飲食代)や講師等を招聘する場合の交通費、宿泊費などはこの限りではない。

第 8 章

(附則)

第 11 条

この内規の改廃は、理事会の議を経なければ変更することができない。

第 12 条

この内規は、平成 25 年 8 月 1 日より施行する。